



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興) 一
- 埼玉県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器等の賃貸借等に関する一般競争入札の公告 (市町村課) 一
- 彩の国だよりの印刷業務に関する落札者の公示(入札執行課) 五
- 県政広報テレビ番組制作・放送業務の随意契約の相手方等の公示 (広聴広報課) 五
- 県政広報ラジオ番組制作・放送業務の随意契約の相手方等の公示 () 五
- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務の落札者等に関する告示 () 六
- 大気汚染常時監視システムの機器賃貸借に関する随意契約の相手方の公示 (青空再生課) 六
- 美見沢用水土地改良区の役員退任届 (本庄農林) 六

- 美里第二土地改良区の役員退任届 (本庄農林) 六
- 新座市野火止上北土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課) 六
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 六
- 警察総合捜査情報システム開発業務委託に関する入札公告 (会 計 課) 七
- 県道日高川島線の区域の変更 (飯能県土) 八
- 開発行為に関する工事完了公告 (東松山県土) 九
- 国道百二十二号の区域の変更 (杉戸県土) 九

告示

- 埼玉県告示第七百二十一号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
- なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。
- 平成二十年五月二十七日
 埼玉県知事 上田 清司
- 申請のあった年月日
 平成二十年五月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 NPO医療用専門カッター1082
 三 代表者の氏名
 白井 昌子
 四 主たる事務所の所在地
 埼玉県さいたま市桜区上大久保五百十九番地一号 埼玉県浦和・大久保合同庁舎一号館内
 従たる事務所の所在地
 埼玉県鶴ヶ島市脚折町六丁目二番十
 三号
 五 定款に記載された目的
 この法人は、頭髮の脱毛した方々の、心の内面的閉塞感又外面的容姿に対し自信を自覚するよう、カッターの施術でサポートを行い、学校又は社会に復帰し社会貢献に寄与する事を目的とする。

埼玉県告示第七百二十二号
 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器等の賃貸借等一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間
平成21年3月1日(日)から平成26年2月28日(金)まで。ただし、平成21年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所
埼玉県企画財政部市町村課長が指定する場所

(5) 入札方法
本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 国、地方公共団体等において、平成10年4月以降に本調達案件と同等のネットワークを構築し、かつ、同月以降に本調達案件と同等のネットワークの運用管理業務を受託した実績を有する者であること。

(6) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けすることができる能力を有するとともに、第三者をして貸付けすることができる能力を有することを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部市町村課住民基本台帳ネットワークシステム担当 江袋 雅通 電話048-830-2686(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成20年6月6日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。当該期間中のいずれの日においても午前9時から午後5時までの間に限る。以下「交付期間」という。)の間、上記(1)の交付場所において交付する。

なお、入札説明書及び仕様書の交付を希望する者は、その受領に先立ち、本県所定の機密保持誓約書を提出しなければならない。機密保持誓約書は、交付期間中、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階
システム調整課分室

イ 日時
平成20年5月30日(金) 午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階
システム調整課分室

イ 日時
平成20年7月8日(火) 午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
ア あて先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部市町村課住民基本台帳ネットワークシステム担当

- イ 受領期限
平成20年7月7日(月)午後5時(必着)
- ウ 提出方法
書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年6月18日(水)午後5時までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書の規則(平成7年埼玉規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 提出書類
本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。
- (7) 落札者の決定方法
- ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。
- イ 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。
- ロ 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表の必須項目をすべて満たしていること。
- イ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、これも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。
- (8) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する。(調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)
- (9) 手続における交渉の有無
無
- (10) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- 5 その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature of Services Required:
Lease of Saitama Prefecture's network equipments to connect the Basic Resident Register Network System.
- (2) Deadline for Submissions:
By registered mail: 5:00 pm, July 7, 2008
By in person: 10:00 a.m., July 8, 2008
- (3) Contact Information:
Basic Resident Register Network System Group

Municipal Affairs Division, Planning and Finance Department
 Saitama Prefectural Government
 Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301
 Telephone. 048-830-2686

別記

提案書評価表

項目	項番	記述内容	加点上限	必須項目
1 基本事項			30	必須
1-1 基本的な考え方	1	ネットワーク機器更新の背景や必要性を考慮したうえで、基本的な考え方、全体的な仕組み、アビリティポイント等を記述すること。 また、提案内容による想定される効果等について説明すること。	10	必須
1-2 全体スケジュール	2	仕様書に基づき、本事業実施に対する全体スケジュールについて、基本的な考え方、強調すべき点を記述すること。	10	必須
1-3 品質管理	3	仕様書に基づき、本事業実施に対する品質管理について、基本的な考え方、強調すべき点などを記述すること。	10	必須
2 機器構成			100	必須
2-1 ネットワーク構成	4	物理、論理ネットワーク構成を具体的に記述すること。	10	必須
2-2 回線構成	5	回線の具体的な仕様、接続方法、価格等について記述すること。	20	必須
2-3 機器能力	6	ネットワーク構成機器の性能を記述すること。	30	必須
2-4 耐障害性	7	機器の障害発生時において、ネットワーク停止を回避する方法、復旧方法等について記述すること。	20	必須
2-5 拡張性	8	今後のネットワークの拡張性を記述すること。	10	
2-6 セキュリティ	9	機器のセキュリティ確保の方法について記述すること。	10	必須
3 運用管理			170	必須
3-1 業務全般	10	運用管理業務全般の取り組みについて、運用業務水準を向上させる方法等、具体的に記述すること。	10	必須
3-2 運用体制	11	運用体制について、関連する事業者を含めた体制を明記すること。	10	必須
3-3 機器の保守体制	12	契約期間中の機器の保守について具体的に記述すること。	30	必須
3-4 構成機器の運用管理	13	ネットワーク構成機器の運用方法について記述すること。	30	必須
3-5 ネットワーク監視	14	ネットワーク監視について具体的に記述すること。	20	必須
3-6 障害対応	15	障害の対策、対応等について具体的に記述すること。	30	必須
3-7 受付・連絡体制	16	通常時及び障害発生時等の問い合わせの受付方法やインシデント管理等について記述すること。 障害対応時の連絡体制やエスカルレーションルールを記述すること。	20	必須
3-8 他ネットワークとの調整	17	他ネットワーク主管課室との調整方法を記述すること。	10	必須
3-9 セキュリティ	18	運用管理業務を遂行するうえで、講じるセキュリティ対策について具体的に記述すること。	10	必須

項目	項番	記述内容	加点上限	必須項目
4 構築・移行			130	必須
4-1 体制	19	作業体制を記述すること。また、運用体制も併せて記述すること。	10	必須
4-2 進行管理	20	プロジェクトを遂行する方法を記述すること。また、県関係機関、市町村との連絡体制等を記述すること。	10	必須
4-3 回線工事調整	21	通信事業者との連絡体制及び方法を記述すること。	10	必須
4-4 移行計画	22	安全な移行が実現できる移行計画を作成し、記述すること。	30	必須
4-5 構築作業	23	安全かつ計画的に構築作業が実現できる方法を記述すること。	30	必須
4-6 危機管理	24	作業中に発生するリスク等の危機管理方法について記述すること。	20	必須
4-7 セキュリティ	25	構築・移行作業中のセキュリティ確保について、記述すること。	20	必須
5 追加提案			20	必須
5-1 独自提案	26	提案者として独自に提案する機能等について、具体的に記述すること。	20	必須
合計			450	点

埼玉県知事令第141号

MTIOに基づく政府調達に関する決定の適用を受ける調達について、落札率を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田 豊 臣

- 購入等件名及び数量
 彩の国だより印刷業務 2,350千部
 (平均) ×12回 (12ページ (2色刷4ページを含む)) ×8回・16ページ (2色刷4ページを含む)) ×4回 いずれか1回は、2色刷に替えて4色刷4ページとする。)
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課彩の国

だより担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 落札者を決定した日
平成20年3月26日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社リフコム 東京都中央区日本橋浜町2丁目11番2号
- 落札金額
3,861円 (12ページ (2色刷4ページを含む)) 税抜き1部当たりの単価) 4,931円 (16ページ (2色刷4ページを含む)) 税抜き1部当たりの単価)

- 購入等件名及び数量
 彩の国だより印刷業務 2,350千部
 (平均) ×12回 (12ページ (2色刷4ページを含む)) ×8回・16ページ (2色刷4ページを含む)) ×4回 いずれか1回は、2色刷に替えて4色刷4ページとする。)
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 5,261円 (16ページ (4色刷4ページを含む)) 税抜き1部当たりの単価)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
平成20年2月12日

埼玉県知事令第142号

MTIOに基づく政府調達に関する決定の適用を受ける調達 随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田 豊 臣

- 購入等件名及び数量
 県政広報テレビ番組制作・放送業務
 2番組
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ
 ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 契約金額
131,702,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 随意契約とした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県知事令第143号

MTIOに基づく政府調達に関する決定の適用を受ける調達 随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田 豊 臣

- 購入等件名及び数量
 県政広報ラジオ番組制作・放送業務
 1番組
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ
 ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフエムメディア
埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2JACK大宮
- 契約金額
38,238,821円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 2,350千部(平均)×12回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課彩の国だより担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成20年3月24日

4 落札者の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 落札金額

8,68円(税抜き1部当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年2月8日

埼玉県告示第七百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

大気汚染常時監視システム機器賃借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県環境部青空再生課大気監視担当 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

5 契約金額

40,572,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、美里沢用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事 野口重信 児玉郡美里町大字甘粕八〇二番地

埼玉県告示第七百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、美里第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事 野口重信 児玉郡美里町大字甘粕八〇二番地

埼玉県告示第七百三十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

新座市野火止上北土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十九年三月三十日から

平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

新座市野火止五丁目の一部

四 事務所の所在地

新座市野火止五丁目六番十九号

五 設立認可の年月日

平成十九年三月三十日

六 変更認可の年月日

平成二十年五月二十七日

埼玉県告示第七百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年五月九日

指令行整第一九〇〇八〇一号

二 検査済証番号

平成二十年五月二十二日第十二号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡大利根町大字北平野字下六

四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字琴寄一六五三番地一

株式会社 大塚建設

代表取締役 大塚 勝正

埼玉県告示第七百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察総合捜査情報システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成21年3月19日(木)

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分が「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 開発する業務又は類似する業務について、実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 渡邊 電話048-832-0110 内線2246 ファクシミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年7月7日(月)午前10時30分まで

イ

紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年7月4日(金)午後5時

で(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年7月7日(月)午前10時45分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成20年7月1日（火）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

イ 同じシステムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年6月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通）〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Service of Development of Police Integrated Investigation Information System

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., July 7 2008 By mail ; 5 : 00 p.m., July 4, 2008 In person ; 5 : 00 p.m., July 4, 2008

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2246

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

1 道路の種類 県道

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十五号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年五月二十七日から三十日間埼玉県飯能県土整備部道路課

二 路線名 日高川島線

一三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	坂戸市大字四日市場字月後三四九番一六地先から同市大字森戸字宿頭六二三番一〇地先まで		五・四二〇七・三二二 五・九七〇九・三二二	四八・三三二	自歩道整備事業による。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十六号

平成二十年五月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

都市計画法(昭和四十三年法律第百

亀井清司

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号
平成二十年四月二十三日
第一九〇一七九〇号

二 検査済証番号
平成二十年五月十六日
第二〇〇〇〇九号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡吉見町大字田甲一〇一八番地
二 松本 梨恵

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十号

平成二十年五月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百二十二号
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字四丁免二〇四〇番一地先から同郡同町大字基字南七一四番二地先まで		二五・〇〇〇 四三・〇〇〇 二五・〇〇〇 五八・二〇〇	四、七八一・四〇	平成十五年十一月四日付け埼玉県告示第二千八百八十六号の一部変更。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇―(代表)